

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 17 日

四万十市長 中 平 正 宏



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
奥鴨川 集 4	四万十市奥鴨川字岩塚 3211	196-2-2	山林	0.21 (4.38)	2022.7.1 ~2027.6.30	
奥鴨川 集 5	四万十市奥鴨川字唐谷 3414-10	207-3-1 207-3-2	山林	0.0148 (0.38)	2022.7.1 ~2025.6.30	
奥鴨川 集 6	四万十市奥鴨川字カヅヤ山 3266 四万十市奥鴨川字市生原口 661~ 669 四万十市奥鴨川字又口南路 3225 四万十市奥鴨川字長カセイ、西轟 1562 四万十市奥鴨川字北轟 3460-3 四万十市奥鴨川字東河トハシ 3461-5 四万十市奥鴨川字西五郎城 3482-1	198-1-9 197-2-2 197-1-6 196-3-5 196-3-7~10 208-3-1 208-3-6 213-2-4	山林	3.1293 (14.78)	2022.7.1 ~2027.6.30	

※ () は実測面積

2 縦覧場所 四万十市農林水産課、四万十市公式ホームページ

3 本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。